

2017年9月22日現在
日本銀行金融市場局

国債売買オペの随時選定について

1. はじめに

- 日本銀行では、国債売買オペの対象先の選定を随時行います（以下「随時選定」といいます。）^(注)。

(注) 国債売買オペの取引方法等については、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載している次の資料をご覧ください。

- ・「国債買入オペの取引概要」
- ・「国債系オペにおける国債決済未了時の措置について」

—— なお、日本銀行では、国債売買オペの対象先を原則として年一回の頻度で見直すこととしています（以下「定例選定」といいます。）。このため、定例選定中の一定期間その他日本銀行が必要と認める場合には、随時選定を停止することがありますので、随時選定の応募を希望される場合には、予めご相談下さい。

2. 対象先の選定

- 対象先は、「国債売買オペの対象先随時選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

以 上

<照会先>

日本銀行 金融市場局
オペレーション企画担当部署
03-3277-1277、03-3277-1272

¹ 当初公表日は、2013年4月19日。

国債売買オペの対象先随時選定基準・手続

1. 対象先数

- 国債売買オペの対象先については、特に先数を定めません。

2. 対象先としての役割

- 金融調節を機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。
 - (1) 国債売買オペに積極的に応札すること
 - (2) 正確かつ迅速に事務を処理すること
 - (3) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- 対象先が、上記の役割に著しく背馳すると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

3. 対象先としての必須基準

- 対象先は、次の要件を満たしている必要があります。
 - (1) 日本銀行本店の当座預金取引先である金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社または短資業者であること（ただし、整理回収機構、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 2 条第 13 項に規定する承継銀行および同法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等を除きます。）。^(注)
 - (注)・金融機関とは、日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 37 条第 1 項に規定する金融機関をいいます（以下同じです。）。
 - ・金融商品取引業者とは、日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 385 号）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます（以下同じです。）。
 - ・証券金融会社とは、日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 3 号に規定する証券金融会社をいいます（以下同じです。）。
 - ・短資業者とは、日本銀行法施行令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する者をいいます（以下同じです。）。

(2) 当座勘定取引について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること。

(3) 国債振替決済制度の参加者(間接参加者を除きます。)であること(ただし、(5)の場合を除きます。)

(4) 国債資金同時受渡関係事務について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること(ただし、(5)の場合を除きます。)

—— なお、国債資金同時受渡関係事務における資金受入・払込先として、日本銀行本店との間で当座勘定取引を行う自己の店舗を指定している必要があります。

(5) 売買に係る決済を委託する場合には、日本銀行が承認する金融機関に委託すること。

—— 国債売買オペに係る決済を他の金融機関に委託することを希望する場合には、2015年7月17日公表の「国債系オペにおける決済代行者の随時承認について」をご参照のうえ、決済代行者の承認のための申出等を別途行って下さい。

(6) 受付日直前の決算期末(中間決算期末を含みます。以下同じです。)において、自己資本比率等が以下の要件を満たすこと、または、受付日直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率等が以下の要件を満たすようになったと確認できること。

—— 受付日直前の決算期末の自己資本比率等が、受付日までに判明していない場合には、判明している直近の決算期末とします。

—— 受付日において初回の決算期末が到来していない先であっても、次の先は応募が可能です。

イ. 何れかのオペの対象先としての資格の移管が認められた先

ロ. 日本銀行に決算期末の自己資本比率等を報告していた他の金融機関等との合併、当該他の金融機関等からの事業の全部譲受けまたは当該他の金融機関からの会社分割による事業の全部承継を受けた先

<自己資本比率等の要件>

金融機関：

①国際統一基準適用先(外国銀行を除きます。)については連結および単体自己資本比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準適用先については同 4%以上であること。国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先(外国銀行を除きます。)については、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。さらに、法令

により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

- ②金融機関の親会社が銀行持株会社である場合には、①に加え、銀行持株会社の連結自己資本比率が、国際統一基準適用先については普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準適用先については4%以上であること。さらに、法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ③外国銀行にあっては、その母国において「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年12月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先（以下「バーゼル III 適用先」といいます。）については、当該規制により算出された自己資本比率が、普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制の適用を受ける先（以下「バーゼル I・II 適用先」といいます。）については、当該規制により算出された自己資本比率が8%以上であること。その母国において該当する規制が存在しない先（以下「銀行法準用先」といいます。）については、銀行法に準じて算出された自己資本比率が、普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。さらに、法令（バーゼル III 適用先およびバーゼル I・II 適用先については母国の法令をいい、銀行法準用先については準用される銀行法をいいます。以下同じです。）により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ④金融機関が外国連結親会社（金融機関または金融商品取引業者を連結子会社とする外国法人であって、バーゼル III 適用先またはバーゼル I・II 適用先であるものをいいます。以下同じです。）を有する場合には、①から③までに加え、法令により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、バーゼル III 適用先については普通株式等Tier1比率4.5%以上、Tier1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、バーゼル I・II 適用先については8%以上であること。さらに、法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ⑤①、②、③または④において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、資本バッファ比率の要件を満たすものとみなします。

金融商品取引業者：

- ①自己資本規制比率が200%以上であること。
- ②特別金融商品取引業者（金融商品取引法第57条の2第2項に規定する特別金融商品取引業者をいいます。以下同じです。）である場合には、①に加え、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成22年金融庁告示第128号）に基づき算出された連結自己資本規制比率が200%以上であること。
- ③特別金融商品取引業者であって、その親会社が最終指定親会社（金融商品取引法第57条の12に規定する親会社をいいます。以下同じです。）である場合（以下、この金融

- 商品取引業者を「川上連結金融商品取引業者」といいます。)には、①および②に加え、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成22年金融庁告示第130号。以下「川上連結告示」といいます。)第2条および第3条に基づき算出された連結自己資本規制比率が、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本規制比率 8%以上であること。
- ④川上連結告示第4条に基づき算出された連結自己資本規制比率が 200%以上であるときは、③の要件を満たすものとみなします。
- ⑤川上連結金融商品取引業者である場合には、①、②および③に加え、その最終指定親会社につき、連結資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ⑥外国法人である金融商品取引業者(以下「外国金融商品取引業者」といいます。)がバーゼル III 適用先またはバーゼル I・II 適用先である場合には、①、②および③に加え、法令により算出された当該外国金融商品取引業者の自己資本比率が、バーゼル III 適用先については普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、バーゼル I・II 適用先については 8%以上であること。さらに、法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ⑦金融商品取引業者が外国連結親会社を有する場合には、①から③までおよび⑥に加え、法令により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、バーゼル III 適用先については普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上、Tier1 比率 6%以上および総自己資本比率 8%以上、バーゼル I・II 適用先については 8%以上であること。さらに、法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ⑧⑤、⑥または⑦において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、資本バッファ比率の要件を満たすものとみなします。
- ⑨①または②において、自己資本規制比率が 140%以上 200%未満の場合であっても、金融商品取引業者が川上連結金融商品取引業者またはグローバルなシステム上重要な銀行(法令により資本バッファ規制が適用される先に限ります。)の連結子会社であって、自己資本規制比率が 200%以上に着実に改善すると認められるときは、①または②の要件を満たすものとみなします。ただし、金融商品取引業者が外国連結親会社を有する場合には、当該外国連結親会社が自己資本規制比率を 200%以上に着実に改善させる旨を約したときに限ります(当該外国連結親会社の信用力に問題がある場合には要件を満たすものとして取扱わないこととします。)

証券金融会社および短資業者：

自己資本比率(金融商品取引業者の自己資本規制比率に準じて算出します。)が 200%以上であること。

<流動性カバレッジ比率の要件>

金融機関：

- ①金融機関については、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。
- ②金融機関の親会社が銀行持株会社である場合において、当該銀行持株会社につき、法

令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、①に加え、銀行持株会社に関する流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

③金融機関が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、①および②に加え、外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

④①、②または③において、流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、流動性カバレッジ比率の要件を満たすものとみなします。

金融商品取引業者：

①川上連結金融商品取引業者である場合には、その最終指定親会社に関する連結流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

②外国金融商品取引業者である場合において、当該外国金融商品取引業者につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、①に加え、流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

③金融商品取引業者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、①および②に加え、外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たしていること。

④①、②または③において、流動性カバレッジ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、流動性カバレッジ比率の要件を満たすものとみなします。

(7) 受付日直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた情報に照らし、自己資本比率、資本バッファ比率もしくは流動性カバレッジ比率が実質的に(6)に定める水準を下回るとみられる事情、その他信用力が十分でないとして認められる特段の事情または別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でないとして認められる特段の事情がないこと。

- 対象先の選定後、対象先等（対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです。）に合併その他の事由が生じた場合において、以上の基準に鑑み日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。また、上記の基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

4. 応募

(1) 応募の受付

- 日本銀行金融市場局において、原則として常時随時選定への応募を受付けます。
 - ただし、定例選定中の一定期間その他日本銀行が必要と認める場合には、随時選定を停止することがあります。

(2) 応募の方法

- 随時選定に応募する金融機関等（以下「応募先」といいます。）は、別添1の申請書を、応募先の本店その他国内における営業の本拠である営業所等の所在地を業務区域とする日本銀行本支店（本店の場合には金融市場局オペレーション企画担当部署（本店新館 4F）、支店の場合には営業課または総務課）まで提出して下さい。
 - 申請書を提出される場合には、予め下記の連絡先までご連絡下さい。

(連絡先) 日本銀行 金融市場局
オペレーション企画担当部署
TEL : 03-3277-1277、03-3277-1272
E-mail : post.fmd26@boj.or.jp
住所 : 〒103-8660
東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

(3) 応募に関する留意事項

- 応募先が、受付日において、何れかのオペの対象先等または国債系オペにおける決済代行者等（決済代行者および決済代行者として承認した先であって所要の約定を未締結である先をいいます。以下同じです。）の何れにも該当しない場合において、次の①から④までの何れかに該当するときは、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出して下さい。
 - 提出資料については、別添2の1. を参照して下さい。
- ① 受付日において初回の決算期末が到来していない先
- ② 受付日直前の決算期末以降、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継または他の法人への会社分割による事業の一部承継があった先（既に日本銀行に自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出済である先を除きます。）

- ③ 受付日直前の決算期末の自己資本比率等を、日本銀行に提出後、変更した先（変更後の自己資本比率等を日本銀行に提出済の先を除きます。）
- ④ ①から③までの先のほか、日本銀行が自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めた先（資料の提出を求める場合には、日本銀行から個別に取扱いをご連絡します。）

5. 選定方法

- 日本銀行は、原則として、毎月第8営業日に、前月第9営業日から当月第8営業日までに受付けた応募を取り纏めて選定を行います。
 - ただし、定例選定中の一定期間その他日本銀行が必要と認める場合には、随時選定を停止することがあります。
- 3. の必須基準を満たし、かつ2. の役割の遵守を確約しているすべての応募先を対象先として選定します。

6. その他

（1）約定書等の貸与

- 国債売買オペに関する約定書等の借覧を希望される場合には、日本銀行金融市場局オペレーション企画担当部署にご照会下さい。

（2）対象先選定結果の通知および公表

- 対象先の選定結果は応募先に個別に通知します（原則として、申請書にご記入頂いた連絡先の第1順位の方に通知します。）。また、対象先として選定した先は公表します。
- 選定した対象先との取引は、所要の準備が整い次第開始します。

<日本銀行金融市場オンラインを利用していない皆様へ>

国債売買オペの対象先となった場合には、日本銀行金融市場オンラインを利用しただく予定です。日本銀行金融市場オンラインの導入準備には一定の期間を要しますので、日本銀行金融市場局までお早めにご連絡いただくようお願い致します。

以 上

流動性リスク管理のチェック・ポイント

1. リスク管理にかかるガバナンス体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 流動性リスク管理を経営上の重要な要素として位置付け、経営陣が管理体制の整備に十分コミットしているか。 (2) リスク管理方針の策定、リスク管理責任者の設置と権限付与、経営陣への報告体制の確立といったリスク管理体制を適切に確立しているか。 (3) 流動性リスク許容度の設定や危機時のコンティンジェンシー・プランの策定が、基本的な流動性リスク管理方針と整合的か。
2. 流動性リスク・プロファイルの把握とバランスシート運営	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自行・社・庫の業務展開、ビジネスモデルに応じた流動性リスク・プロファイルの把握が適切に行われているか。 (2) 預金という安定的な資金調達源を持たない金融機関は、その流動性リスク・プロファイルに見合った頑健なリスク管理体制の構築に努めているか。 (3) 流動性に影響を及ぼし得る潜在的な要因へのリスク管理面での目配りは十分か。 (4) 資金の運用・調達構造自体、すなわち、運用・調達のバランス、期間別のミスマッチ、市場性調達への依存度等は調達力に見合っているか。 (5) 偶発債務の規模が調達力対比で過大でないか。 (6) 先行きの運用・調達方針では、資金調達面での限界を考慮に入れない形で、市場流動性が低く、資金化やポジション解消が困難化しやすい資産の積み上げが容認されていないか。
3. 日々の資金繰りの安定性確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 必要な資金を安定的に調達し、円滑に決済を行いえているか。 (2) 調達レートの急激な上昇など取引レートに特段の動きはないか。 (3) 日々の要調達額が資金調達力との対比で過大になっていないか。 (4) 日本銀行適格担保を含む担保繰りに問題はないか。 (5) 業務内容や主な資金調達手段の特性を勘案したうえで、資金調達先の大口集中を避け、資金調達手段の分散化・多様化を図っているか。 (6) 日中流動性の管理を適切に行っているか。 (7) 補完貸付の常態的な利用により、補完貸付以外の調達手段を確保する努力を怠るなど、自律的な流動性リスク管理がおろそかになっていないか。
4. ストレス局面での対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 様々なシナリオのもとでのストレステストを実施しているか。 (2) ストレステスト等を通じて想定される資金流出に対応して、資金化可能な流動資産を十分に確保しているか。 (3) 資金の出し手金融機関のリスク認識などの定性的情報を含め、「必要なときに、必要な資金を調達できるか」という資金アベイラビリティを確認しているか。

5. 緊急時における対応

- (1) 資金の逼迫度に見合った管理体制に移行する仕組みや業務運営において、緊急時の流動性面への影響を勘案する仕組みの整備を含めた適切なコンティンジェンシー・プランが策定されているか。
- (2) 調達環境の変化を適切に認識し、逼迫度に見合った管理体制に移行しているか。
- (3) 流動性面での制約の強まりを業務運営上勘案する仕組みが有効に機能しているか。
- (4) 実務上の対応において、逼迫度に見合ったポジション運営等、適切な流動性管理が行われているか。また、調達先・調達手段の拡充や資産売却等を含めて、追加的な流動性確保策が講じられているか。

6. グローバルな流動性リスク管理体制の整備（国際的に活動する金融機関）

- (1) 取扱通貨毎、海外拠点毎の流動性リスク・プロファイルを的確に把握しているか。
- (2) グループ内におけるクロスボーダー資金の量や期間構造を平時より把握しているか。
- (3) グループ内の資金活用が国際金融市場の環境変化によって受ける影響を把握しているか。
- (4) 危機時における各拠点間の資金融通について、グループ全体として統合的なかたちでコンティンジェンシー・プランを整備しているか。
- (5) 海外主要拠点での代替的調達手段は十分に確保されているか。

金融市場調節取引の対象先選定に係る申請書（随時選定）

当方は、以下の諸点を確約のうえ、下表の金融市場調節取引の対象先となることを希望します。

※希望する金融市場調節取引の左欄に○を記入（複数希望する場合には、希望するすべての金融市場調節取引の左欄に○を記入）。

希望記入欄	金融市場調節取引の種類
	国債売買オペ
	国庫短期証券売買オペ・国債現先オペ
	国債補完供給
	CP・社債等買入オペ

1. 当方は、希望する金融市場調節取引の対象先に選定された場合には、選定された金融市場調節取引について、各金融市場調節取引の対象先選定基準・手続に掲げる役割を遵守します。
2. 当方は、希望する金融市場調節取引について、各金融市場調節取引の対象先選定基準・手続に掲げる必須基準を満たしています。
3. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

平成 年 月 日（注1）

（金融機関等コード）

（金融機関等名）（注2）

（役職名・代表者）

（注3）印（注4）

日本銀行金融市場局長 殿

（注1） 申請書の提出日を記載して下さい。この記載がない場合には、日本銀行の受付印の日付を提出日とみなします。

（注2） 日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

（注3） 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

（注4） 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの（署名鑑届出者については届出済の署名）を使用して下さい。

■連絡先（優先順位を付けて2名まで記入して下さい。）

	第1順位	第2順位
部署・役職		
氏名		
電話番号		
ファクシミリ番号		
E-mail アドレス		
住所：〒		

■CP・社債等買入オペにおいて短期社債等の振替を行うための口座の開設状況

※CP・社債等買入オペの対象先となることを希望する先は、該当する区分にチェック☑を記入。

1. 株式会社証券保管振替機構に短期社債等の振替を行うための口座を開設している「機構加入者」です。
2. 1. には該当しませんが、口座管理機関に短期社債等の振替を行うための口座を開設しています。口座を開設している口座管理機関は、_____です。
3. 1. および2. のいずれにも該当しません。

(金融機関等名)

国債売買オペの対象先選定への応募にあたっての留意事項（随時選定）

1. 自己資本比率等

- 応募先が、「国債売買オペの対象先随時選定基準・手続」4.（3）により自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出する場合には、同4.（3）の①から④までの何れに該当するかを記した適宜の書面とともに、次の資料を提出して下さい。
 - （1） 日本銀行が指定する時点の自己資本比率等（実績値がない場合には、見込み値または監督官庁に見込み値を提出済であるときはその数値）、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料
 - （2） 監督官庁に提出済の見込み値を報告する場合には、監督官庁への提出を証する書面

2. 対象先が合併、事業譲渡または会社分割を行う場合の取扱い

- 今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます。）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が対象先の必須基準（「国債売買オペの対象先随時選定基準・手続」の3.（1）から（7）まで）を満たしていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。
 - （1） 対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです。）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。
 - （2） 対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、国債売買オペに関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。

- また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との国債売買オペについて、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。

- 上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局に前広にご連絡下さい。

以 上